

6 配慮する事項

次に示す事項について、景観への配慮を行います。

(1) 建築物等の高さに関する事項

①建築物等の高さは、鹿児島市景観計画を遵守した高さとします。 **Point 1**

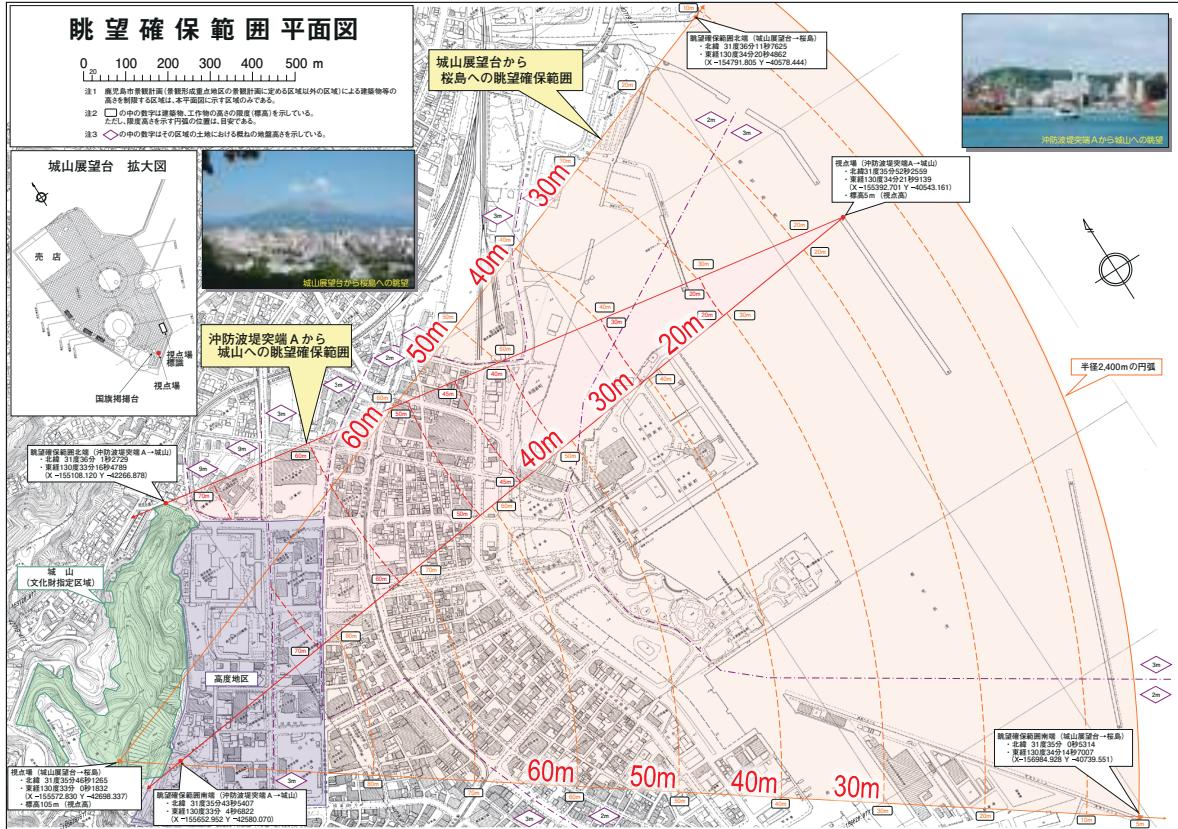


図 6-1 桜島・城山への眺望確保範囲（鹿児島市景観計画に加筆）

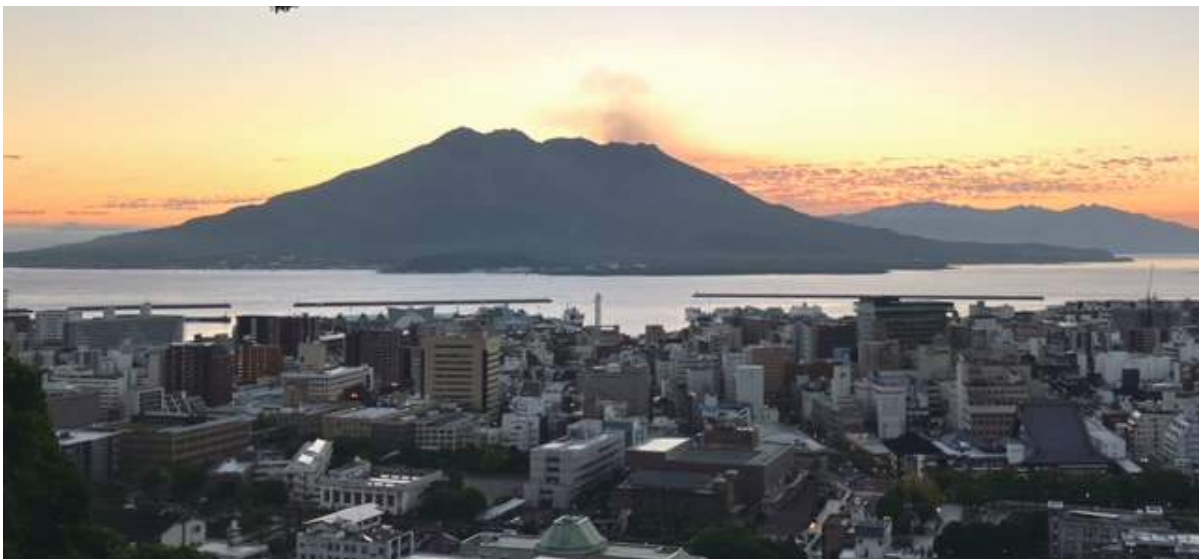


写真 6-1 城山展望台から桜島への眺望を配慮（展望台から見た本港区エリア、錦江湾・桜島）

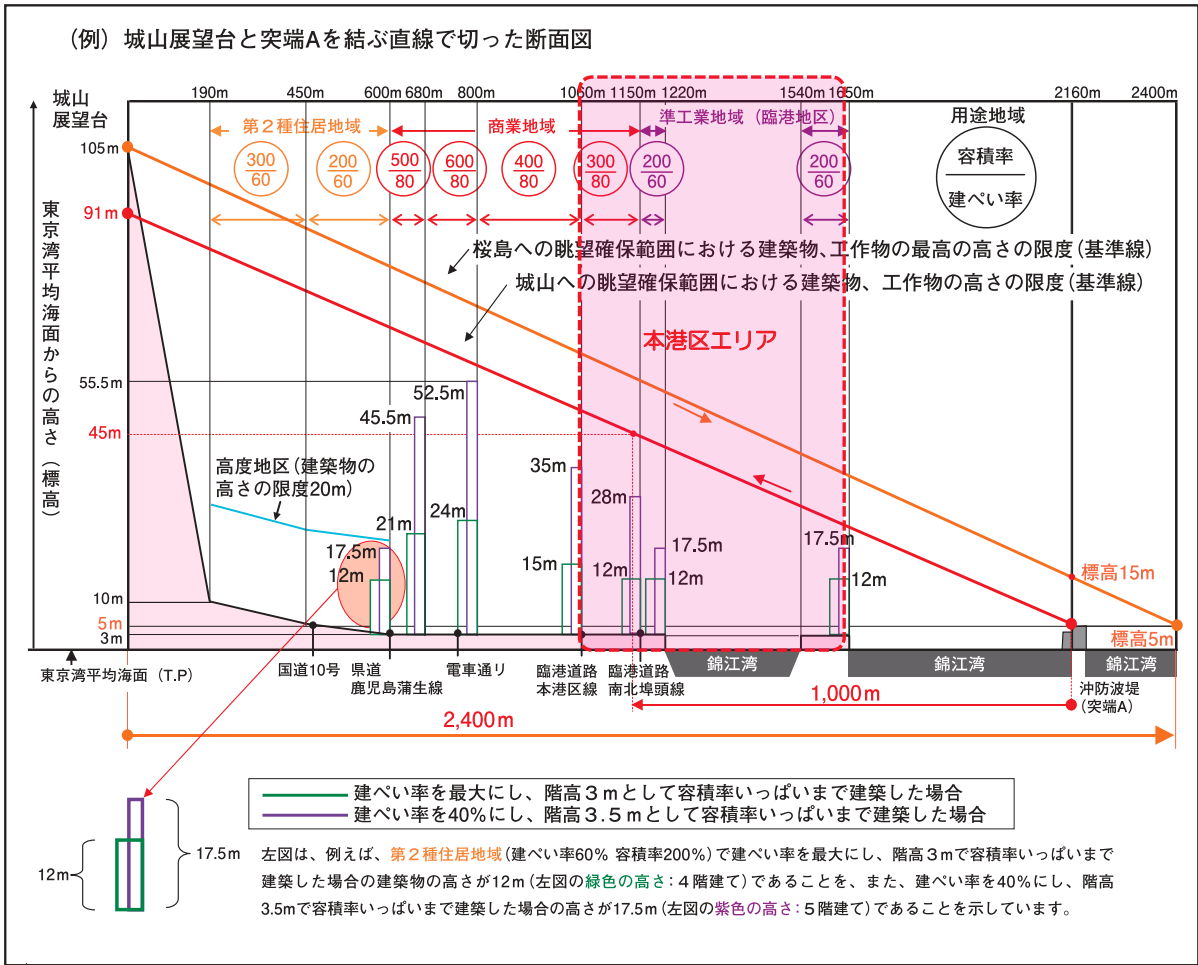


図 6-2 本港区エリア付近の建築物等の高さの限度 (鹿児島市景観計画に加筆)



写真 6-2 錦江湾から城山への眺望を配慮 (錦江湾から城山方向を望む)



写真 6-3 沖防波堤付近から城山への眺望を配慮 (沖防波堤付近から城山方向を望む)

- ②ウォーターフロントパーク内に設置する小規模な建築物等は、入出港する船舶からの眺めや、水際線のプロムナードに配慮し、周囲に圧迫感を与えない程度の高さ（東屋（あずまや）や樹木の高さである、3～4 m程度）とし、開放感の創出に努めることとします。 **Point 1**

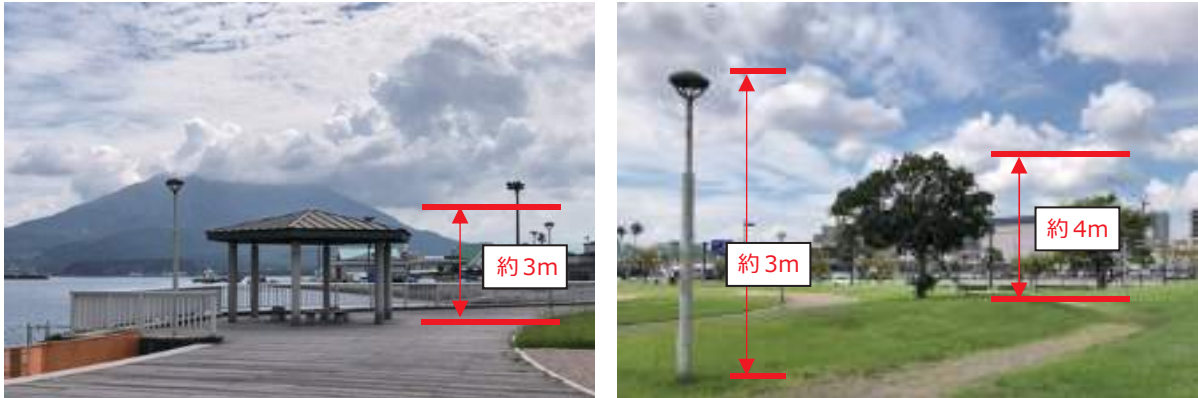


写真 6-4, 6-5 ウォーターフロントパーク東屋や樹木の高さ

(2) のぞみの場からの見通し確保に関する事項

- ①「のぞみの場 ①」から錦江湾・桜島への眺望や、港湾としての機能を考慮し、「のぞみの場 ①」からの眺望に配慮する範囲・方向」（図5-1）の建築物等については、港の活動の眺めを構成する既存の港湾施設と同程度の高さとしします。 **Point 1 Point 2**
- ②「のぞみの場 ②・③」から桜島を含めた景観を確保するため、視線を遮らないように壁面位置をセットバック（壁面後退）させるとともに、周辺に圧迫感を与えないよう、建築物等の形態意匠を工夫します。
また、開放的な構造を取り入れるなど、外部と内部空間の連続性を演出します。 **Point 1 Point 2**



写真 6-6, 6-7 外部と内部空間の連続性の例

(3) 回遊動線におけるオープンスペース、回遊性の確保に関する事項

①水際線のプロムナードにおいては、界限性※・賑わい性を演出するため、比較的狭あいで曲線的なものを基本とし、立ち止まって錦江湾、桜島への眺めや活きた港の活動を感じられる場所（たたずみの場①～⑤）及び鹿児島旧港施設の歴史的建造物等をつなぐ回遊性を確保します。 Point 1 Point 2 Point 3

（※界限性 地元住民, 来訪者を含めた多種多様な人々が往来し, 繋がることをイメージしています）

②マイアミ通り、朝日通り、みなと大通りから、ウォーターフロントパークや水際線のプロムナードをつなぐ回遊動線（めぐりの路）の連続性に配慮します。

また、立ち止まって錦江湾・桜島への眺めとともに、本港区エリアのまちなみや海への開放感、港の活動や市街地における活動を感じられる場所（たたずみの場⑥～⑪）においては、ウォークブル*₃な空間や居心地の良い滞留空間を創出するとともに、オープンスペースを確保します。

なお、マイアミ通りからウォーターフロントパークに至るドルフィンポート跡地内の回遊動線は、著しく回遊性を損なうことのないように配慮します。

Point 2 Point 3

③ウォーターフロントパーク及び水際線のプロムナードの回遊性を確保するため、ウォーターフロントパーク内に計画する建築物等は配置・形状や空地の確保に配慮します。また、単調な回遊動線とならないようにランドスケープ*₄の工夫を行います。

Point 2

*3 ウォークブル 「歩く」を意味する walk と「できる」を意味する able を組み合わせた造語。歩きやすい、歩きたくなる、歩くのが楽しい。

*4 ランドスケープ 景観、風景。日常生活で風景や景色を構成する要素。

(4) 水際空間に関する事項

- ①水際線のプロムナードとして、「鹿児島港発祥の地」の歴史を伝える赤灯台※1、歴史的石積み護岸※2、白灯台の保全・活用を図ります。 **Point 1 Point 3**
- ②居心地が良く快適な水際空間をつくるため、水際線のプロムナードに面する敷地の建築物等は、オープンスペース等を介し建築物内外が一体となった開放的な空間を確保します。 **Point 2 Point 3**

※1 赤灯台（鹿児島旧港北防波堤灯台）（1934(S9)）は、国の登録有形文化財に指定(H20)。

※2 新波止(1844~1853),一丁台場(1872(M5))及び遮断防波堤(1904(M37))は、国の重要文化財に指定(H19)。

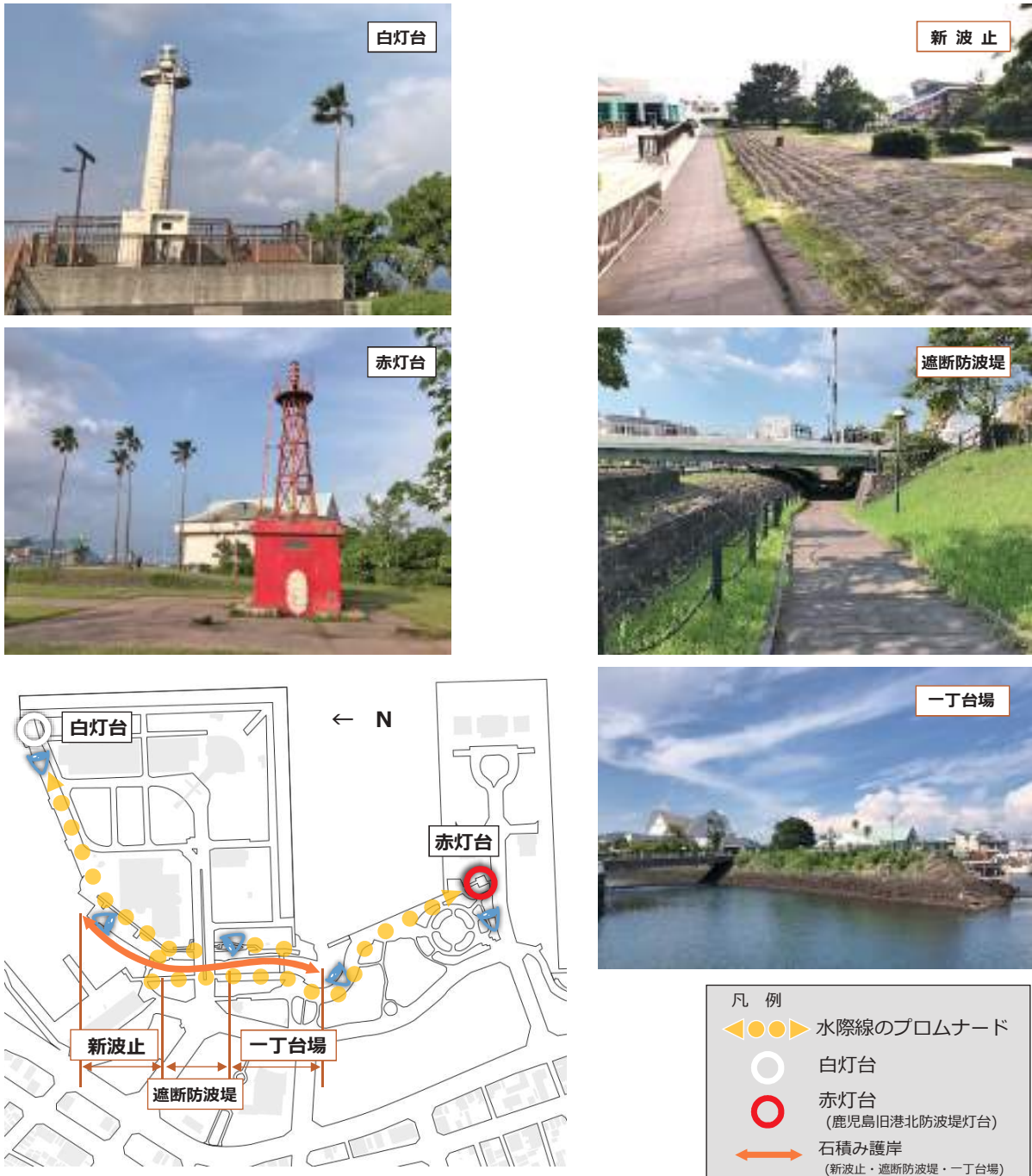


図 6-3 白灯台・赤灯台・石積み護岸の位置（国土地理院地図をベースに加工）



写真 6-8
1961(昭和 36)年
～1969(昭和 44)年
頃の鹿児島港

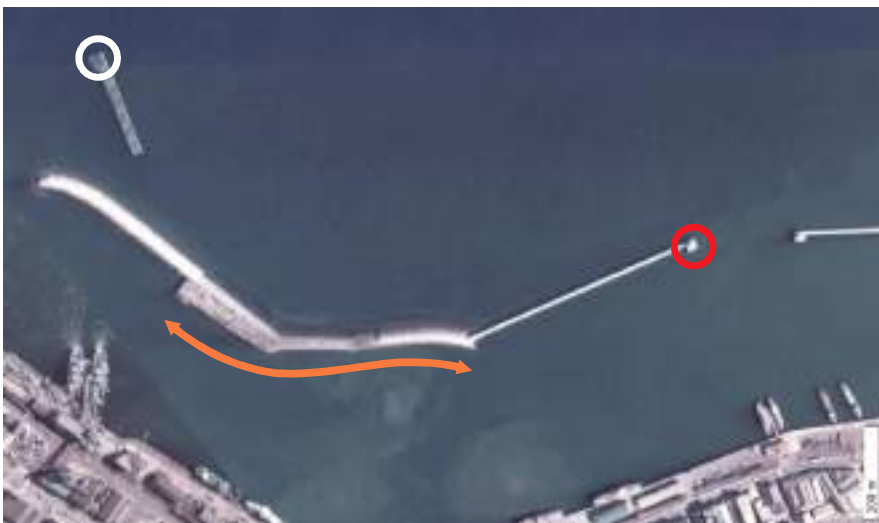


写真 6-9
1974(昭和 49)年
～1978(昭和 53)年
頃の鹿児島港

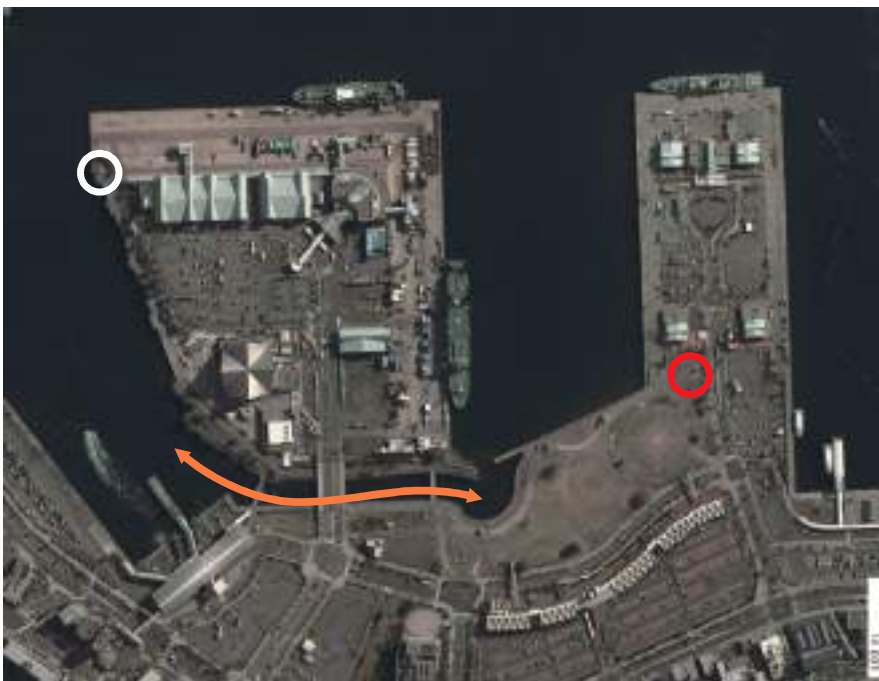


写真 6-10
2015(平成 27)年の
鹿児島港
(写真 6-8～10 と
国土地理院地図より)

- 凡 例
- 白灯台
 - 赤灯台
(鹿児島旧港北防波堤灯台)
 - ← 石積み護岸
(新波止・遮断防波堤・一丁台場)

(5) まちなみ形成に関する事項

- ①地区全体として、調和のとれた沿道景観を形成するために、沿道建築物の壁面後退や、オープンスペース・セミパブリック空間*5の充実などにより、賑わいを創出します。 **Point 3**



写真 6-11 セミパブリック空間の例

- ②マイアミ通りからの回遊動線では、活気あるまちなみをつくるために、本港区エリア入口と、歩行空間の連続性を意識し、エリア内の建築物の低層部の機能や形態、外構の工夫を行うとともに、橋・デッキ等の活用により動線上の眺望に変化を与えます。 **Point 2** **Point 3**



写真 6-12 デッキの活用の例

- ③建築物の壁面や屋上の緑化に努め、敷地内に緑地スペースを設けます。 **Point 3**



写真 6-13 屋上緑化の例



写真 6-14 壁面緑化の例

*5 セミパブリック空間 公共（パブリック）空間と私的（プライベート）空間の間にある、公共空間に準じた役割を担う空間。

(6) 建築物等のファサードに関する事項

①建築物等のファサード*₆については、単調なデザインとならないよう分節化*₇などによりメリハリのある壁面とし、さらに低層部のオープンスペース化により圧迫感の軽減に努めるなど、回遊動線(めぐりの路)からのまちなみ景観に配慮します。また、動線については単調とならない様、ランドスケープの工夫を行います。

Point 2 Point 3



写真 6-15 単調な壁とならない工夫の例



写真 6-16 分節化の例



図 6-4, 写真 6-17 低層階の工夫による圧迫感の軽減例

②公衆トイレ等は、周囲の景観と調和のとれたものとします。 Point 3

*6 ファサード 建築物を正面から見たデザイン, 外観。

*7 分節化 全体を形や様式ごとになんらかの区切りに分けること。デザインの切り替え。

(7) 色彩に関する事項

色彩は、統一性や周辺との調和に配慮しつつ、個性を演出できるよう工夫します。

Point 3



写真 6-18 個性の演出を工夫した例

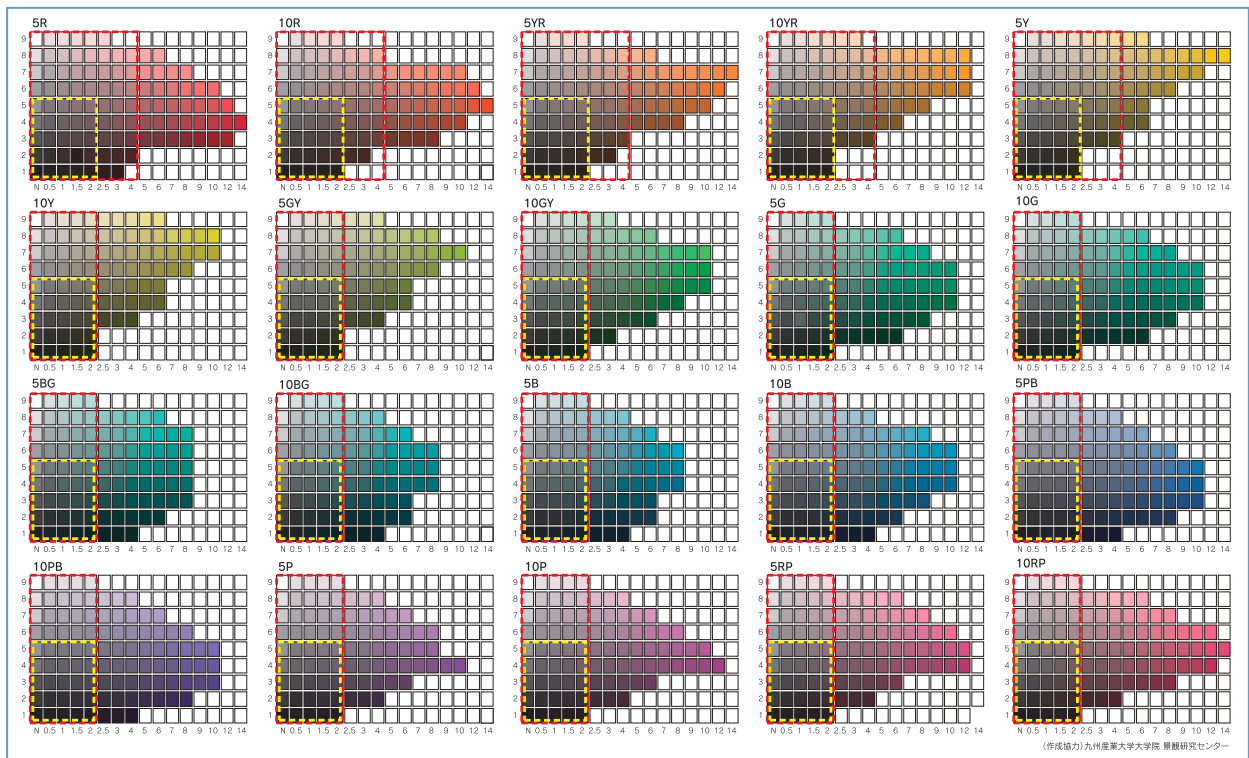


図 6-5 鹿児島市景観計画における色彩基準（鹿児島市 景観法に基づく届出のしおりより）

鹿児島市景観計画では、「建築物」の壁面、屋根（屋上）及び「工作物」に使用できる基調色を、「マンセル値で色相 0 R～5 Y は彩度 4 以下，その他の色相は彩度 2 以下（図 6-5 の赤色点線枠内）」としています。なお，上図は主要 20 色相において使用できる色を参考として示しています。詳細については、「景観法に基づく届出のしおり」（鹿児島市発行）などで確認してください。

(8) 屋外広告物に関する事項

①本港区エリア内には屋外広告・貼紙等を，原則として設置しないものとします。
(案内板や，イベント時に一時的に設置するものは除きます。) **Point 3**

②店舗名などの自家用広告物については，景観形成に留意し，色彩を抑え落ち着いた色使いとするなど，質の高いデザインとします。 **Point 3**



写真 6-19, 20 質の高いデザインの例

(9) 屋根・屋上に関する事項

城山の斜面緑地や，市街地側の建築物などからの見下ろし景観，海上からの眺望を意識して屋根や屋上をデザインするとともに，屋上の緑化に努めます。
また，屋上などに設置される太陽光パネルは反射光に留意するように努めます。

Point 1

(10) 駐車場・駐輪施設に関する事項

駐車場・駐輪施設の設置にあたっては，樹木や花壇などによるバッファゾーン*₈の設置等，ランドスケープを工夫することにより，歩いて楽しめる様な空間となるよう努めます。 **Point 2** **Point 3**



写真 6-21 ランドスケープの工夫例



写真 6-22 1階部分を工夫した例

*8 バッファゾーン 緩衝地帯。影響を緩和する空間。

(11) 夜間景観の演出に関する事項

①本港区エリア内の夜間景観を演出するため、照明の工夫に努めるとともに夜間の賑わいの演出に配慮します。 **Point 3**



写真 6-23 樹木のライトアップ例



写真 6-24 建物の夜間景観演出例



写真 6-25 通りの夜間景観の例



写真 6-26 水面に映りこむ明かり

②鹿児島旧港施設の歴史的建造物等を活用し、落ち着いた魅力ある夜間景観となるよう演出を工夫する。また、自家用広告物であっても、派手なネオンサインは設置しないものとします。 **Point 3**



写真 6-27 歴史的建造物の演出例



写真 6-28 落ち着いた夜間照明の例

(12) 道路及び緑地・緑化に関する事項

①歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺のまちなみの特性に配慮した良好な景観の形成を図ります。 **Point 2**

②歩行空間には、周辺の景観や歩きやすさに配慮した素材を使用します。 **Point 2**



写真 6-29 良好な景観形成の例



写真 6-30 歩行空間の例

③ガードレール・交通標識（法令に基づくものは除く）・信号・街路灯は、歴史・文化性を採り入れ、周囲の景観に配慮するとともに、個性ある景観づくりに寄与する様なデザインとするよう努めます。 **Point 3**

④標識類は、形状や色彩が周囲の景観を損なわないことを基本とします。 **Point 3**

⑤緑地・ポケットパーク等のオープンスペースを設けることにより、快適性と開放感を確保します。 **Point 2** **Point 3**

⑥街路樹は緑陰を形成し、かつ地域特性やメンテナンスを考慮して、火山灰に強く、耐潮性のある樹種を基本とします。 **Point 3**

(13) イベント時の緩和に関する事項

オープンスペースはまちの賑わいを創出するために、イベントを行う空間として積極的な活用を行います。 **Point 3**



写真 6-31, 6-32 オープンスペースのイベント活用例

(14) その他

- ①多様な利用者が利用しやすいように、スロープの設置や立体動線の明確化、点字ブロックの設置や音による案内、自動ドアの設置や案内板の多言語化、ピクトグラム*₉化を行うなどユニバーサルデザインに配慮します。 **Point 3**



写真 6-33 スロープの設置

- ②各所で、子どもをはじめ、多世代が楽しめる様な場の創出に努めます。

Point 2

- ③本港区エリア内の設置物(自動販売機など)については、まちなみの美観を損ねないように配慮します。 **Point 3**



写真 6-34 くつろぎの場の創出例

7 ガイドラインの実現に向けて

- ①本港区エリアの良好な景観形成と魅力向上を図り、同エリアに対する県民の皆様の関心や理解を深めるため、本ガイドラインの積極的な周知を図ります。
- ②同エリアにおいて建築物等の建築及び公共土木施設等の整備を実施する際に、事業者等は、港湾管理者との協議の場を設け、設計・施工段階において、景観・デザインに関する本ガイドラインの反映状況等について確認・調整を行うこととします。

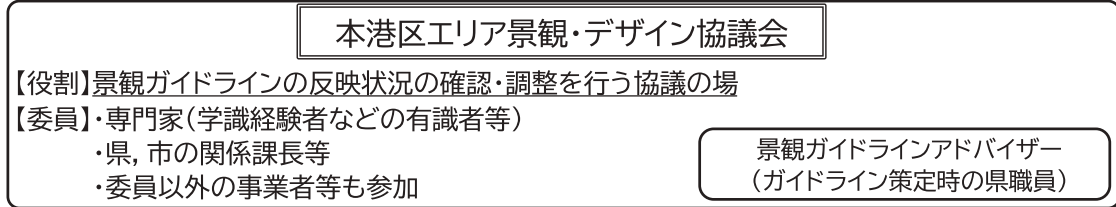
*9 ピクトグラム 直感的に視覚で情報や注意を伝えるための記号。

卷末資料

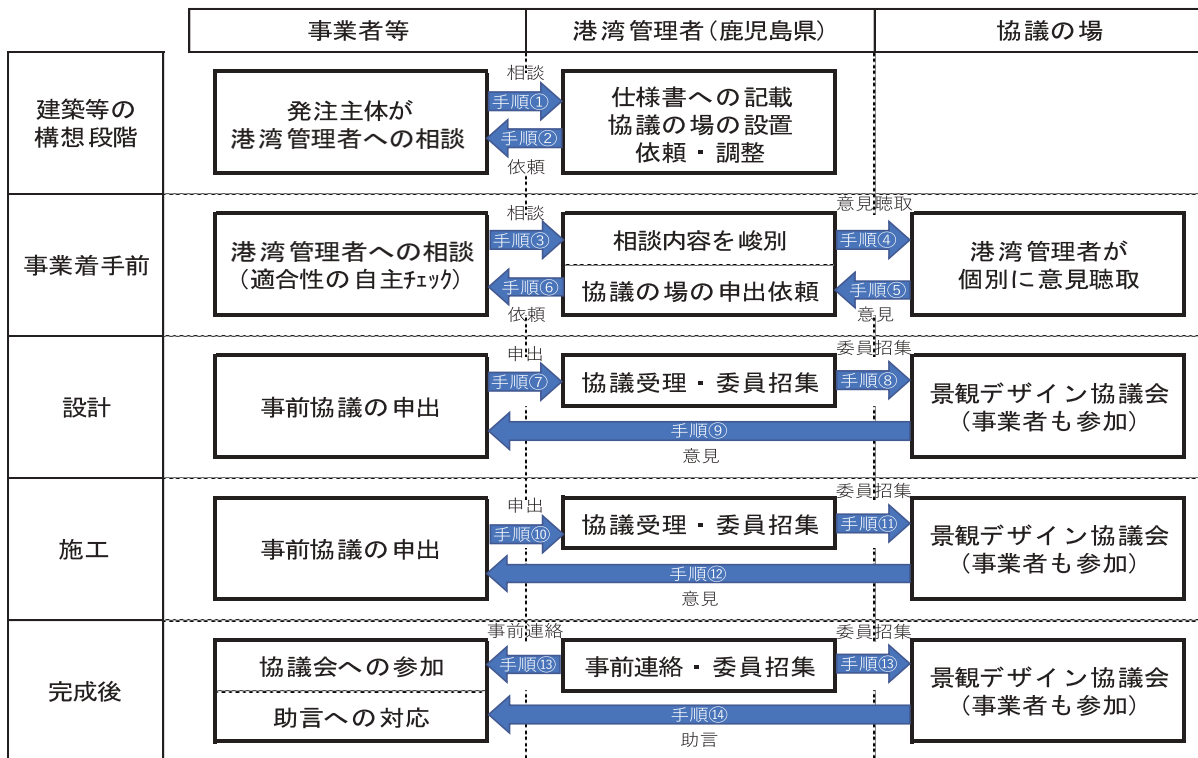
○ 鹿児島港本港区エリア 景観・デザイン協議会(R6.11.14施行)

景観・デザイン協議会の概要

「鹿児島港本港区景観ガイドライン」の実現に向けて、景観・デザイン形成の取組が図られるよう、同エリアにおける建築物等の建築等を実施する際に、同ガイドラインの反映状況について、確認・調整を行うことを目的とします。また、必要に応じて、ガイドラインの見直しを行うものとします。



景観・デザイン協議会におけるガイドライン反映状況の確認・調整に係る概略フロー



- | | |
|----------|---|
| 建築等の構想段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・発注手続き前に、発注主体(民間・行政含む)が港湾管理者(県)へ相談(手順①) ・仕様書への記載や協議の場を設けることについて共有(手順②) |
| 事業着手前 | <ul style="list-style-type: none"> ・着手前, かつ, 計画を変更できる時期に、港湾管理者(県)へ相談(手順③) ・事業者等は、配慮事項との適合性チェックを行い、相談事項とともに提出(手順③) ・事前相談において、事務局(県)が相談内容を協議会委員へ意見聴取(手順④, ⑤) |
| 設計・施工段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者等は、「景観・デザイン協議会」との協議の場を申出(手順⑦, ⑩) ・事務局(県)が委員及び事業者等を招集(手順⑧, ⑪) ・ガイドラインの反映状況を協議会(施工時は現場)で確認・調整し、意見(手順⑨, ⑫) ※調整内容等に応じ、反映状況を確認するため、複数回の開催の可能性あり |
| 完成後 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの反映状況や、これまでの協議会での意見を踏まえた対応状況について、完成(供用)後、協議会で現地を確認し、事業者等へ助言(手順⑬, ⑭) |

○ 事業者等の皆様へ(景観・デザイン協議会への協議対象範囲等)

本港区エリアで建築物等の建築及び公共土木施設等の整備を実施する際には、事業者等は港湾管理者との協議の場を設けて、本ガイドラインの反映状況等について確認・調整をお願いすることとしておりますので、「**景観への配慮事項適合チェックリスト**」を作成いただき、港湾管理者（県港湾空港課）へご相談くださいますようお願いいたします。

協議対象の範囲は、下記（１）～（４）のとおりとなりますが、協議対象とならない場合においても、事業者等は「景観への配慮事項適合チェックリスト」の作成を行い、景観配慮に留意いただきますようお願いいたします。

※協議会の詳細やチェックリストの様式については、[県HP](#)をご確認ください。

[県HPはこちら⇒](#)



(1)建築物

- ① 新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え、色彩の変更は、高さ12mを超えるもの又は、地階を除く階数4以上又は、延べ面積1,500平方メートルを超えるもの
- ② 特定照明の設置や改修(夜間建築物外観の観覧の為にを行うものなど)

※ただし、軽易な行為や安全確保のために必要な行為等は除く
(鹿児島市景観法に基づく届出対象外のもの)



[鹿児島市景観法HPはこちら⇒](#)



(2)工作物

- ① 新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え、色彩の変更は、建築基準法施行令第138条指定の工作物(広告塔、擁壁、エレベータ等)のうち、高さが10mを超えるもの
- ② 特定照明の設置や改修(夜間工作物外観の観覧の為にを行うものなど)

※ただし、軽易な行為や安全確保のために必要な行為等は除く
(鹿児島市景観法に基づく届出対象外のもの)



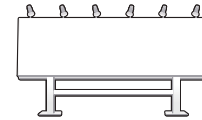
[鹿児島市景観法HPはこちら⇒](#)



(3)屋外広告物

鹿児島市屋外広告物条例に基づく届出や許可が必要なもの

※ただし、案内板やイベント等の一時的に設置するものや、既に許可済みで許可期間のみを更新するものは除く



[鹿児島市屋外広告物条例HPはこちら⇒](#)



(4)その他

特に、景観配慮が求められる場合



鹿児島県土木部

鹿児島港本港区景観ガイドライン 2023年12月28日策定
2026年 3月31日発行

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1
鹿児島県土木部港湾空港課
電話:099(286)3645